

令和8年5月19日

令和8年

第7回野洲市教育委員会定例会
議案書関係資料

野洲市教育委員会

関係資料

議案第 31 号 関係資料

- ・野洲市教育研究所運営協議会規則

議案第 32 号 関係資料

- ・野洲市歴史民俗博物館条例

議案第 33 号 関係資料

- ・野洲市人権教育推進員設置等に関する規則

議案第 34 号 関係資料

- ・野洲市学校給食センター運営委員会規則

議案第 35 号 関係資料

- ・令和 8 年度予算 6 月補正 (案) 概要

○野洲市教育研究所運営協議会規則

平成30年 3月30日

教育委員会規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市附属機関設置条例（平成30年野洲市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、野洲市教育研究所運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第3条に規定する協議会が所掌する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 野洲市教育研究所（以下「教育研究所」という。）の事業計画、企画及び運営に関する事項の調査審議等に関する事務
- (2) 教育研究所の事業の実施状況等に関する事項の調査審議等に関する事務
- (3) 教育研究所の事業の評価に関する事項の調査審議等に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究所の事業の目的を達成するために必要な事項の調査審議等に関する事務

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育研究所において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

○野洲市歴史民俗博物館条例

平成16年10月1日

条例第93号

(設置)

第1条 市民及び利用者の教育、学術並びに文化の発展に寄与することを目的に、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する公立博物館である野洲市歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(令5条例12・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 博物館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|------------|------------|
| 野洲市歴史民俗博物館 | 野洲市辻町57番地1 |

(管理)

第3条 博物館は、野洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第4条 博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(事業)

第5条 博物館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市内における歴史、芸術、民俗等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、整理及び保存に関する事。
- (2) 資料の調査及び研究に関する事。
- (3) 資料の展示及び利用に関する事。
- (4) 講演会、講習会、研究会等に関する事。
- (5) 各種団体及び関係機関との連絡、連携及び協力に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業に関する事。

(令5条例12・一部改正)

(入館料)

第6条 博物館の入館料は、野洲市使用料条例（平成16年野洲市条例第62号。次条第2項において「使用料条例」という。）に定めるとおりとする。

(令5条例12・一部改正)

(施設の利用等)

第7条 博物館の研修室を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、使用料条例に定める使用料を納付しなければならない。

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、博物館の利用を許可しない。

- (1) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) その利用が博物館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その利用が営利を目的とするとき。
- (4) その利用が政治団体活動を目的とするとき。
- (5) その利用が他の利用者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (6) 多数の者が集合し、氣勢をあげ、又はけん騒をかけるおそれがあると認められるとき。
- (7) 利用者がこの条例又は博物館長の指示に従わないとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその関係者が利用し、若しくは利用に関係し、又はその利用がこれらの者の利益になると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、博物館の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。ただし、利用者に損害が生じても教育委員会が、その責めを負わない。

- (1) 許可条件に反するとき。
- (2) 許可した研修室をやむを得ない理由によって利用させることができなくなったとき。
- (3) 前条各号の規定に該当したとき。

(原状回復の義務)

第10条 入館者及び資料の館外貸出しの許可を受けた者は、速やかに資料、施設その他の附属物を原状に回復しなければならない。前条の規定により利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第11条 入館者及び資料の館外貸出しの許可を受けた者は、自己の責めに帰すべき理由により資料、施設その他の附属物を損傷し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(博物館協議会)

第12条 博物館法第23条の規定により、博物館に野洲市歴史民俗博物館協議会（次条第1項において「協議会」という。）を置く。

（平24条例12・令5条例12・一部改正）

(協議会の委員)

第13条 協議会の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育関係者

- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例12・令5条例12・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、博物館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の野洲町立歴史民俗資料館設置条例（昭和61年野洲町条例第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則（平成24年条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（令和5年条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○野洲市人権教育推進員設置等に関する規則

平成16年10月 1 日

教育委員会規則第34号

(設置)

第1条 人権教育の活発化を図るため野洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に野洲市人権教育推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(職務)

第2条 推進員は、教育委員会の指示に基づき、諸集会の開催等地域全体の人権教育の推進に当たる。

(委嘱)

第3条 推進員は、人権教育に関して豊かな識見及び経験を有し、各地域の信望もあつく、熱意を持って活動できる者の中から教育委員会が委嘱する。

2 推進員は、非常勤とする。

(守秘義務)

第4条 推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(任期)

第5条 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(平19教委規則2・一部改正)

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に委嘱される推進員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

付 則 (平成19年教委規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

○野洲市学校給食センター運営委員会規則

平成16年10月1日

教育委員会規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、野洲市附属機関設置条例（平成30年野洲市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、野洲市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(平22教委規則12・平30教委規則8・令5教委規則2・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれらを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平22教委規則12・一部改正、平30教委規則8・旧第5条繰上・一部改正)

(会議等)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平22教委規則12・一部改正、平30教委規則8・旧第6条繰上・一部改正、令5教委規則2・一部改正)

(部会)

第4条 委員長は、必要に応じ委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

(令5教委規則2・追加)

(関係者の出席)

第5条 委員長は、条例別表第1教育委員会の部野洲市学校給食センター運営委員会の項所掌事務の欄に掲げる事務を遂行するために必要があると認めるときは、会議又は部会に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(令5教委規則2・追加)

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、野洲市学校給食センターにおいて処理する。

(平30教委規則8・追加、令5教委規則2・旧第4条繰下)

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(平30教委規則8・旧第7条繰上・一部改正、令5教委規則2・旧第5条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

付 則 (平成22年教委規則第12号)

) この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定、同条第1号及び第2号の改正規定並びに同条第2号の次に2号を加える改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年教委規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年教委規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

令和8年度予算 6月補正(案) 一般会計 第1号

1. 全体概要

| | |
|-------|---------------|
| 補正前の額 | 27,860,000 千円 |
| 補正額 | 48,236 千円 |
| 補正後の額 | 27,908,236 千円 |

2. 補正概要

【歳入】

- ・地域未来交付金の一件不採択による減額(△59,550千円)
- ・地方創生臨時交付金の増額(8,927千円)
- ・障害者福祉費国庫補助金として地域診療情報連携推進費補助金の計上(2,226千円)
- ・保育所等食料品価格高騰対策支援金の支給に伴う保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金の計上(5,063千円)
- ・放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策支援金の支給に伴う放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策事業費補助金の計上(3,862千円)
- ・中学校クラブ活動の地域クラブ活動への移行に伴う部活動地域展開推進事業費補助金の計上(1,130千円)
- ・財源更正による道路整備事業債の増額(48,300千円)

【歳出】

- ・障がい福祉分野の医療費助成のオンライン資格確認に係るシステム保守委託料の計上(4,454千円)
- ・保育所等食料品価格高騰対策支援金の計上(10,127千円)
- ・放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策支援金の計上(7,725千円)
- ・野洲川斎苑葬祭棟の空調設備改修に伴う負担金の増額(18,868千円)
- ・新池(大篠原)に係る県営農地防災事業の実施に伴う負担金の増額(1,529千円)
- ・中学校クラブ活動の地域クラブ活動への移行に伴う指導員等への報償費の増額(1,229千円)

3. 歳入歳出補正
【歳入】

(単位:千円)

| 款 | 現計 予算額 | 補正額 | 補正後 予算額 | 概要 | | |
|----------|------------|----------|------------|--------------|----------|-----------------------|
| | | | | 補助率 | 補正額 | 現計予算からの増減 |
| 14.国庫支出金 | 4,231,808 | △ 48,397 | 4,183,411 | 1/2 | △ 59,550 | (120,290 → 60,740) |
| | | | | — | 8,927 | (13,622 → 22,549) |
| 15.県支出金 | 2,229,712 | 10,055 | 2,239,767 | 1/2 | 2,226 | (0 → 2,226) |
| | | | | 1/2 | 5,063 | (0 → 5,063) |
| | | | | 1/2 | 3,862 | (0 → 3,862) |
| 19.繰越金 | 50,000 | 25,786 | 75,786 | 10/10 2/3 | 1,130 | (0 → 1,130) |
| | | | | — | 25,786 | (50,000 → 75,786) |
| 20.諸収入 | 467,414 | 1,692 | 469,106 | 50,000 千円 | | |
| | | | | 25,786 千円 | | |
| | | | | 75,786 千円 | | |
| 21.市債 | 1,817,600 | 59,100 | 1,876,700 | 10/10 | 1,692 | (77,533 → 79,225) |
| | | | | — | △ 5,400 | (5,400 → 0) |
| | | | | — | 14,100 | (0 → 14,100) |
| | | | | — | 1,300 | (29,200 → 30,500) |
| | | | | — | 48,300 | (404,900 → 453,200) |
| | | | | — | △ 7,500 | (132,600 → 125,100) |
| | | | | — | 8,300 | (26,300 → 34,600) |
| 合計 | 27,860,000 | 48,236 | 27,908,236 | | 48,236 | |

【歳出】

(単位:千円)

| 款 | 項 | 目 | 事業名 | 現計 予算額 | 補正額 | 補正後 予算額 | 概要 | | |
|----------|------------|------------|-----------------------------------|-----------|---|------------|-----------------------------------|------------------------------|------------------------------------|
| | | | | | | | 補正額 | 現計予算からの増減 | |
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 1. 一般管理費 | 2. 職員給与費 | 797,622 | △ 612 | 797,010 | 退職手当組合負担金 | △ 600 (210,315 → 209,715) | |
| | | | | 5,009 | 8,400 | 13,409 | 県互助会負担金 | △ 12 (5,086 → 5,074) | |
| | | | | 136,721 | △ 7,975 | 128,746 | 地方創生人材支援制度負担金 | 8,400 (0 → 8,400) | |
| | 3. 広報費 | 2. 一般広報広聴費 | 1. 職員給与費 | 1. 職員給与費 | | | | 一般職給 | △ 4,402 (66,585 → 62,183) |
| | | | | | | | | 通勤手当 | △ 51 (854 → 803) |
| | | | | | | | | 管理職手当 | △ 748 (5,635 → 4,887) |
| | 9. 企画費 | 2. 広報費 | 1. 職員給与費 | 1. 職員給与費 | | | | 期末手当 | △ 889 (16,829 → 16,140) |
| | | | | | | | | 勤勉手当 | △ 580 (14,137 → 13,557) |
| | | | | | | | | 地域手当 | △ 176 (3,036 → 2,860) |
| 3. 民生費 | 1. 社会福祉費 | 12. 情報管理費 | 2. 住民情報システム費 | 176,815 | 1,692 | 178,507 | 共済組合費 | △ 1,329 (21,885 → 20,556) | |
| | | | | 19,279 | 1,320 | 20,599 | 事務委託料 | 1,692 (57,569 → 59,261) | |
| | | | | 4,370,902 | 2,825 | 4,373,727 | ※特定財源 (給) デジタル基盤改革支援補助金 1,692 ※ | | |
| | | | | 2,140,638 | 4,454 | 2,144,992 | 修繕料 | 1,320 (8,551 → 9,871) | |
| | | | | | | | 人権センター管理運営 | 2,825 | |
| | | | | | | | 障がい者自立支援事業費 | 4,454 (0 → 4,454) | |
| | | | | | | | 障がい者福祉費 | | ※特定財源 (国) 地域診療情報連携推進費補助金 2,226 ※ |
| | | | | | | | 福祉保健施設維持管理費 | | |
| | | | | | | | 民間保育所等運営補助費 | | |
| 2. 児童福祉費 | 4. 福祉保健施設費 | 1. 民間保育所等費 | 1. 児童保育所運営費 | 31,402 | 1,425 | 32,827 | 修繕料 | 1,425 (2,393 → 3,818) | |
| | | | | 183,546 | 10,127 | 193,673 | 保育所等食料品価格高騰対策支援金 | 10,127 (183,546 → 193,673) | |
| | | | | 583,703 | 7,725 | 591,428 | ※特定財源 (国) 地方創生臨時交付金 5,064 ※ | | |
| | | | | | | | ※特定財源 (県) 保育所等食料品価格高騰対策支援金 | | |
| | | | | | | | ※特定財源 (国) 地方創生臨時交付金 3,863 ※ | | |
| | | | | | | | ※特定財源 (県) 放課後児童クラブ飲食物品価格高騰対策支援金 | 7,725 (0 → 7,725) | |
| | | | ※特定財源 (国) 放課後児童クラブ飲食物品価格高騰対策支援金 | | ※特定財源 (県) 放課後児童クラブ飲食物品価格高騰対策支援金 3,862 ※ | | | | |
| | | | | 23,731 | 10,503,437 | 23,731 | | | |

